

«別表»

ヒューマンライフケア町田木曽ホスピスホーム

料 金 表

[居宅介護サービス]

等級	2 級地	地域加算	10.96
----	------	------	-------

サービス提供時間	算定単位	単位数	自己負担額
イ. 居宅における身体介護 / ロ. 通院等介助(身体介護を伴う場合)			
30分未満	／回	256単位	281円
30分以上1時間未満		404単位	443円
1時間以上1時間30分未満		587単位	644円
1時間30分以上2時間未満		669単位	734円
2時間以上2時間30分未満		754単位	827円
2時間30分以上3時間未満		837単位	918円
3時間00分以上3時間30分未満		921単位	1,010円
以降、30分を増すごとに加算		83単位	91円
※ 1 イまたはロの従業者が、重度訪問介護研修修了者の場合			
1時間未満	／回	186単位	204円
1時間以上1時間30分未満		277単位	304円
1時間30分以上2時間未満		369単位	405円
2時間以上2時間30分未満		461単位	506円
2時間30分以上3時間未満		553単位	606円
3時間00分以上3時間30分未満		638単位	700円
以降、30分を増すごとに加算		86単位	95円
八. 家事援助			
30分未満	／回	106単位	117円
30分以上45分未満		153単位	168円
45分以上1時間未満		197単位	216円
1時間以上1時間15分未満		239単位	262円
1時間15分以上1時間30分未満		275単位	302円
1時間30分以上1時間45分未満		311単位	341円
以降、15分を増すごとに加算		35単位	383円

«次ページもご覧ください»

サービス提供時間	算定単位	単位数	自己負担額
二. 通院等介助(身体介護を伴わない場合)			
30分未満	／回	106単位	117円
30分以上1時間未満		197単位	216円
1時間以上1時間30分未満		275単位	302円
1時間30分以上2時間00分未満		345単位	379円
以降、30分を増すごとに加算		69単位	76円

- ※ 当事業所のサービス提供責任者が、厚生労働大臣が定める基準の資格を有しない場合、または有しなくなった場合には、当該基準に定める料金に変更となります。
- ・(イまたはロ)所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定または、上記(※1)で算定。
 - ・(ハまたはニ)所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定
- ※ やむを得ない事情で、且つ、利用者の同意を得て、サービス従業者2人で支援した場合は所定単位数に200/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 日中時間帯(午前8時～午後6時)以外にサービスを行う場合は、以下のとおり算定します。
- ・早朝(午前6時～午前8時)もしくは夜間(午後6時～午後10時)の場合
所定単位数に125/100を乗じた単位数で算定します。
 - ・深夜(午後10時～午前6時)の場合
所定単位数に150/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する方、および左記以外の範囲に所在し当事業所の指定居宅介護の利用者が20名以上居住する建物にお住まいの方は、所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在し、当事業所の指定居宅介護の利用者が50名以上居住する建物にお住まいの方は、所定単位数に85/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 身体的拘束等の適正化の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

加算項目	算定単位	単位数	自己負担額
緊急時対応加算	／回	100単位	110円
初回加算	／月	200単位	220円
利用者負担上限額管理加算	／回	150単位	165円